

上田市非課税世帯等エアコン設置費助成事業補助金申請について

◆対象世帯

次の全ての要件を満たす世帯の世帯主

- ①上田市に住所がある**生活保護受給世帯**及び住民税非課税世帯（申請日時点）
- ②居住する自宅にエアコンが設置されていない、又は既に設置されているエアコンが壊れていることにより、稼働可能なエアコンが1台もない世帯
- ③過去に上田市高齢者エアコン設置支援事業補助金を受給した世帯ではないこと
- ④障害者支援施設、介護保険施設等の施設に入所又は入居している方が、入居する施設に設置する場合ではないこと

◆補助金額

設置費用の10/10（千円未満の端数切捨て）**上限額 73,000 円**

例）設置工事費込で105,500 円のエアコンを購入した場合 補助額 73,000 円

設置工事費込で72,210 円のエアコンを購入した場合 補助額 72,000 円

◆対象器具

- ①壁掛け型エアコン（室外機を使用し壁に固定して設置するもの）
- ②床置き型エアコン（室外機を使用し室内機を床に設置するもの）
- ③ウインドエアコン（窓枠設置の一体型であり、冷媒回路を内蔵、室外に排熱するもの）
- ④ポータブルエアコン（固定せず移動が可能であり、排熱ダクトがあるもの）
- ⑤電気冷風機（コンセントから直接給電し、空間全体を冷却するもの）

※体の一部や特定の物品を局所的に冷却するパーソナルクーラー（卓上クーラー、ネッククーラー、ハンディクーラー、携帯クーラー、腰掛け扇風機、モバイル用クーラー等のパーソナルクーラーに類するもの）、送風機能のみ有する扇風機やサーキュレーター、業務用エアコン等は対象外。

◆申請期間

令和8年3月6日（金）～令和8年12月25日（金）

（申請期間外の申請は受付できません。）

◆その他

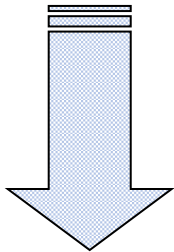
- ・エアコンの購入設置費は補助対象となりますが、電気代や維持費は補助対象ではございませんので、**設置による電気代や維持費の発生にも留意した上で、御検討願います。**
- ・**補助金の支払は原則として購入設置後の確定通知後**になりますので、あらかじめご承知ください。
- ・御不明な点はお問合せください。（裏面も御覧ください）

◆ 申請から購入設置、補助金支給までの流れ

1 申請

- (1) 購入希望のエアコンのカatalog、見積書を用意（購入希望店舗で発行してもらう）
※購入先店舗は市内・市外を問いませんが、お近くの販売店からの購入を推奨いたします。
※設置工事を伴わない購入のみの場合で、通信販売やフリマアプリからの購入等で、見積書の入手が困難な場合に限り、製品の名称、型番、仕様、金額等がわかるものでも可といたします。
- (2) 記入例を参考に「上田市非課税世帯等エアコン設置費助成事業補助金交付申請書」を記入する。自宅が借家の場合は、建物所有者の「エアコン設置承諾書」、自宅が県営住宅又は市営住宅の場合は、「模様替許可通知書」の写しも必要
- (3) ①申請書、②カatalog、③見積書、④承諾書等を同封し、エアコン設置費助成事業担当へ郵送、または窓口へ提出

〒386-8601 上田市大手 1-11-16 福祉課 エアコン設置費助成事業担当宛て
申請期間は、令和8年3月6日（金）～令和8年12月25日（金）必着



審査（市）

提出された申請書類を確認後、補助金支給対象者には交付決定通知書をお送りします（申請書到達後概ね3週間以内）。

補助金額は購入設置費の全額、または7万3千円のいずれか少ない額（1,000円未満は切捨てとなります）。

2 購入設置

- (1) 交付決定通知が届いたら、エアコンの購入・設置工事を実施する。（※1）
- (2) 設置したエアコン本体と室外機の写真を撮る。
- (3) 工事完了後、20日以内に①補助事業等実績報告書、②領収書原本、③エアコン・室外機の写真、④申請時の見積り額と領収額が違う場合は領収の内訳書、⑤補助金交付請求書、⑥振込先の口座がわかる書類（通帳の写し等）を市へ提出する（交付決定時に御案内します）。市で審査後、1カ月程度で補助金を交付します。

（※1）購入・設置工事は必ず交付決定日以降速やかに実施してください。交付決定日より前の領収日の場合は、補助金を支給できません。

（※2）申請時の見積額を基に交付金額を決定しますが、設置工事後に、領収書が申請時の見積額と比較して増減がある場合は、領収の内訳書を提出いただきます。

○問合せ 〒386-8601 上田市大手 1-11-16 上田市 福祉課
エアコン設置費助成事業担当 電話 0268-75-1365